

議案第 30 号

伊賀市火災予防条例の一部改正について

伊賀市火災予防条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例

伊賀市火災予防条例（平成16年伊賀市条例第234号）の一部を次のように改正する。

本則中「所轄消防署長」を「消防長」に改める。

第1条中「9条の2」を「法第9条の2」に改める。

第23条第1項ただし書中「消防署長」を「消防長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊賀市火災予防条例の規定に基づき所轄消防署長がなした行為及び所轄消防署長に対してなされた行為は、この条例による改正後の伊賀市火災予防条例の規定に基づき消防長がなした行為及び消防長に対してなされた行為とみなす。